

## 選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

### 1 選挙運動用自動車の賃貸借契約（レンタル）の公費負担について 1日あたり 16,100 円を上限に、選挙運動期間中（7日間）に選挙運動用自動車として使用した借入れ金額を請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

なお、請求ができるのは1日1台に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体のみの借入れ代金です。アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、自動車レンタカー事業者からの借入れであれば基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象にはなりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の費用とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の費用とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

### 2 公費負担の請求に必要なもの

#### （1）請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に使用した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、**4月27日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

#### （2）請求内訳書

実際に要した車両本体のみの借入れ金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を請求してください。

また、請求者がレンタカー事業者の方の場合には、当該自動車の料金表を添付していただくようご協力願います。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

捺印

自動車

## 請求書

## (選挙運動用自動車の使用)

練馬区議会議員及び練馬区長の選挙における選挙  
選挙の翌日以降の日付  
例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇〇日

練馬区長あて

住所 東京都△△区△△町△-△-△

TEL〇〇〇〇-〇〇〇〇

番号の(2)とアに〇を  
付けてください。

氏名又は名称

△△レンタカー株式会社 ㊞

法人のときは

代表者氏名 代表取締役 △△△△ ㊞

記

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印鑑は、同一のものをお願いします。

1 請求金額 66,150 円

内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
(2) (1)以外の者との契約

自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年4月12日執行 練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

4 候補者氏名 ○ ○ ○ ○

5 振込先 金融機関名 △△銀行 本・支店名 △△支店 口座名義△△レンタカー(株)  
代表取締役△△△△  
普通・当座 口座番号 △△△△△△△△△△

## 備考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。  
3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。

## 請求内訳書

候補者氏名 ○○○○

## ア 自動車の借入れ

| 使用年月日         | 借入れ金額(A)              | 基準限度額(B)                | 請求金額(C) | 備考 |
|---------------|-----------------------|-------------------------|---------|----|
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 令和8年<br>4月○○日 | 9,450円×1台<br>= 9,450円 | 16,100円×1台<br>= 16,100円 | 9,450円  |    |
| 計             | 66,150円               | 112,700円                | 66,150円 |    |

「請求金額(C)」欄には(A)又は(B)のどちらかの額を記載してください。

選挙運動用自動車として  
実際に使用した日ごとの自動車本体のみの借入れ金額  
を記載してください。

借入れ契約の基準限度額  
は、1日 16,100円です。

実際に要した金額(A)と基準限度額(B)を比較して少ない方を記入してください。  
本記載例の場合、(B)よりも(A)の方の金額が少ないので(A)の金額を記載します。